Licks
特許法律事務所

ブラジルにおける特許権付与に関するワークフロー図

ブラジル特許庁組織図（省略バージョン）

2026年10月時点

特許権付与に関するワークフロー図

- 特許許可通知、付与および交付
- 中間手順
- 出願放棄および無効化
- 要注意
- 主要手順
- 付与後異議申立手続き

ブラジル連邦法およびINPIによる決議

1996年付法律第9.279号における条項
2021年付省令第39号における条項

PCT - 特許協力条約
PC - パリ条約

★ 国内段階への移行期限のより詳しい情報については、patents@lickslegal.com へお気軽にお問い合わせください

★★ 特許権の維持料金は３年目から発生される

★★★ 32条のより詳しい情報については、patents@lickslegal.comへお気軽にお問い合わせください

★★★★ 詳しくは「ファストトラック審査の対象」表をご参照ください

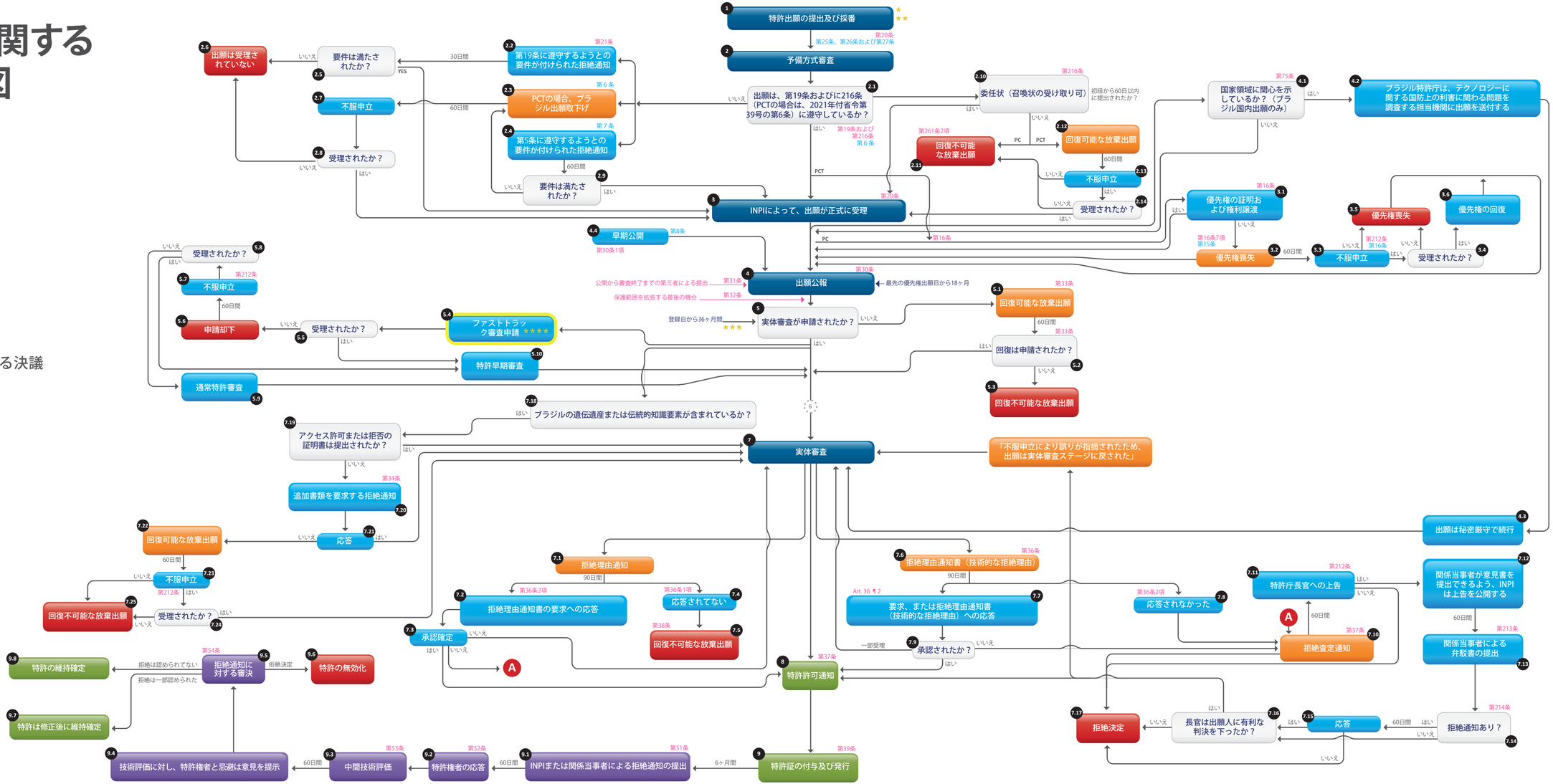

無断転載禁止

 Copyright © 2026 Licks Attorneys

INPIにおける出願要件

下記の種類が出願時点で提出されなかった場合、特別な指定がない限り、ブラジルでの出願日に基づいて提出を行わなければならない。

書類タイプ	ブラジル特許出願（パリ条約上）	PCT国内段階*
明細書のポルトガル語版	**INPI**の拒絶通知から**30**日間	**60**日間
クレームチャートのポルトガル語版	出願時点での提出は必須	出願時点での提出は必須
要約のポルトガル語版	**INPI**の拒絶通知から**30**日間	**60**日間
図面のポルトガル語版	**INPI**の拒絶通知から**30**日間	**60**日間
優先権書類の認証謄本	180日間	**60**日間 認証謄本がWIPOのデータベースから入手可能な場合、単なるコピーは本要件を満たす
優先権証明書の翻訳	180日間	60日間
優先権書類の翻訳*	180**日間****	60日間**
譲渡証明書	180日間	60日間
委任状	60日間	60日間

***ブラジルの国内段階への移行期限**: 1984 年と 2001 年に PCT 条約に重要な修正が加えられたにもかかわらず、ブラジル大統領令 第81,742号 (PCT を制定する大統領令) は一度も修正されていません。 当該大統領令の規定により、出願人は国内段階に移行するために優先日から 20 ヶ月という期間が与えられます。また、出願人が優先日から19ヶ月以内に国際予備審査申請した場合（PCT第 1 章）、国内移行期限は25ヶ月に延長されます（第39条）。 そのため、INPI は現在、優先出願日から 30 ヶ月以内の申請を受け付けていまるものの、お客様には、大統領令 第81,742号 で定められた 20ヶ 月といった期間内に申請を提出することをお勧めします。

****優先権の翻訳に関する注記:** ブラジルの知的財産法第 16 条2 項およびブラジル特許庁による当該法律の解釈に従って、優先権書類に添えて優先出願証明書またはそれに相当する出願を特定するデータを含む書類の簡易翻訳を添付する必要があります。 しかし、ブラジル知的財産法第 16 条5 項によれば、翻訳のもとになった原文が提出された出願を全体に含まれている場合、「出願人による本点に関する宣言は、簡易翻訳を補うものとなります」。第 5項 の「簡易翻訳」といった表現は、出願証明書あるいは明細書を含む優先権書類全体を指しているかは明確でないため、優先権書類がブラジル出願に完全に含まれていない場合は、優先権書類の翻訳を提供するよう、お客様にお勧めします。

ファストトラック審査の対象

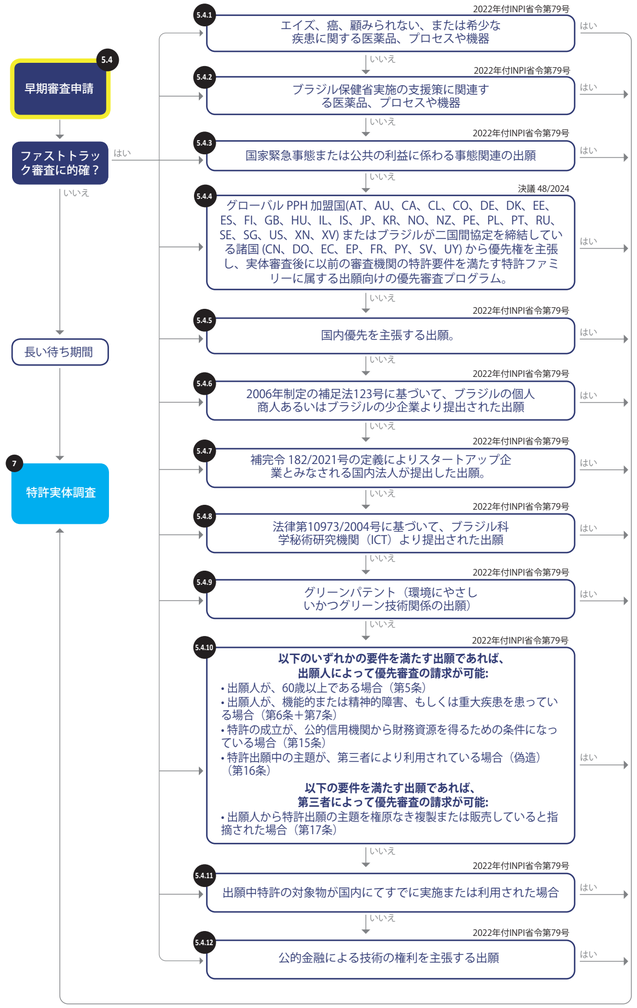

ブラジル特許庁組織図の省略バージョン 2026年10月時点での最新情報

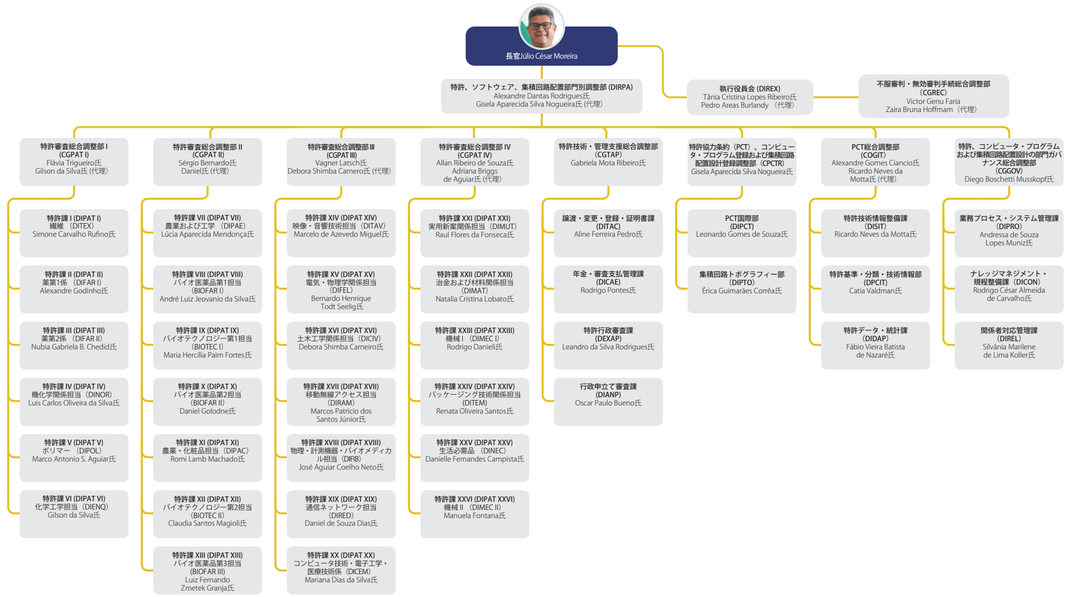

 Copyright © 2026 Licks Attorneys



リオデジャネイロ • サンパウロ • ブラジリア • クリチバ • 東京 • 深圳
www.lickslegal.com | info@lickslegal.com | japan@lickslegal.com